

2020年度の年金額改定

年金額は来年度から0.2%UP

厚生労働省は1月24日に2020年度の年金額を発表しました。今年4月からの年金支給額は対前年比0.2%の上昇となり、国民年金は**満額で月額65,141円** (+133円)。また、2020年度の国民年金の**保険料は月額16,540円** (+130円) になります。

2020年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額

等については、2019年度から変更はありません。

- ・60歳前半半(60歳～64歳)の支給停止調整開始額：28万円
- ・60歳前半半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額：47万円
- ・60歳後半半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額：47万円

【2020年度の年金額の例（月額）】

国民年金（老齢基礎年金満額・1人分）	65,141円 (+133円) ★年額:781,700円
厚生年金※	220,724円 (+458円)
夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額	★年額：2,648,713円

※厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬43.9万円（賞与含む月額換算））で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額）の給付水準）

【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

令和2年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率（0.5%）が名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.3%）を用います。

さらに令和2年度は、名目手取り賃金変動率（0.3%）にマクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率（▲0.1%）が乗じられることになり、改定率は0.2%となります。

【マクロ経済スライド】

賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み。現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。

<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>

年金額の改定(スライド)のルール(令和2年度まで適用)

参考資料

